

「広島市水道局高陽浄水場で使用する電気」の質疑応答書①

令和4年1月25日

一般競争入札参加者各位

広島市水道事業管理者

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1		各施設の現在の電力供給会社を教えてくださいませんか。	エネサーブ株式会社です。
2		各施設について、自動検針装置はついていませんか。	自動検針装置は設置しています。
3		各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。また、ある場合は契約電力(kW)を教えてくださいませんか。	自家発補給電力の契約はありません。
4		入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	提出日を記入してください。
5		入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。(力率割引を考慮する)	標準力率として99%としております。
6		ご請求について、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行することが出来ません。ご了承いただけますでしょうか。	了承いたします。
7		弊社の請求書は、原則、翌月10日迄にWebサイト上で開示、15日迄に原本の到着とし、請求書受領後30日以内(翌々月15日迄)に振込となります。なお、年度末でも同様の対応となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	了承いたします。
8		契約期間中に建替や増築、引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定はございますか。	契約期間中の工事予定はありません。
9		契約開始時または供給期間中に契約電力の変更予定はございますか。	契約電力の変更予定はありません。
10		開札結果について公開方法・範囲を教えてくださいませんか。	開札結果については、広島市水道局ホームページにおいて、応札者名、応札金額を

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1 1		<p>あるいは開札結果を開札日（あるいは翌日）に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能でしょうか。</p> <p>契約電力が1施設で500kw以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>掲載します。また、開札日に落札者決定通知書を入札参加者にメールで送付いたします。</p> <p>仕様書記載の契約電力での契約となります。契約後は、契約書（案）第8条に記載のとおり、協議して定めるものとします。</p>
1 2		<p>契約電力が1施設で500kw以上（協議制）の施設について、今現在の契約電力と2020年12月～2021年11月の1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。</p> <p>例： 契約電力：〇〇kw 最大需要電力実績： 2021年8月 〇〇kw</p>	<p>契約電力：620kw 最大需要電力実績： 2021年7月 530kw</p>
1 3		<p>内訳書・予定使用電力量の表を電子データ（エクセル）でいただく事は可能ですか。また、エクセルデータを頂く事が不可能な場合、内訳書は任意様式でも問題ございませんか。</p>	<p>入札附属書（入札書積算内訳）のエクセルデータは、水道局ホームページからダウンロードできます。予定使用電力量の表は、エクセルデータでの提供は行っておりません。また、入札附属書（入札書積算内訳）は、様式に積算の内訳を記載できない場合に、任意様式に積算の内訳を記載して提出していただくこととしております。</p>

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

「広島市水道局高陽浄水場で使用する電気」の質疑応答書②

令和4年1月25日

一般競争入札参加者各位

広島市水道事業管理者

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札説明書10	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	お見込のとおりです。
2	入札説明書11 その他(3) 契約書(案) 第18条	入札説明書11その他(3)に契約手続における交渉の有無は無とありますが、契約締結にあたっては、契約書(案)第18条に記載のとおり、協議可能と考えてよろしいですか。	契約書の条文の追加及び変更等、締結に伴う協議はできませんが、契約書に基づく協議は可能です。
3	入札説明書9 (4)	郵送で1回目のみ入札に参加することは可能ですか。可能な場合、2回目の入札書に「辞退」と明記した入札書の提出が必要ですか。 また、入札書を郵送にて提出する際には、「配達証明書付書留郵便」と記載がありますが、配達記録を追跡確認できる簡易書留での提出は可能ですか。	入札回数は3回を限度としています。2回目以降の入札を辞退する場合には、2回目の入札書に「辞退」と明記して提出してください。 「配達証明書付書留郵便に限る」とこととしておりますので、簡易書留での提出はできません。
4	入札附属書	入札金額の積算に伴う端数処理について、以下の認識で相違ありませんか。 ①基本料金、月額(1)欄は力率割引(仕様書記載の標準力率99%)を適用した積算後の金額を記載する。 ②各月の基本料金と電力量料金の小計(1)(2)においては、小数点以下2位まで保持(小数点以下第3位を四捨五入)し、円未満の端数処理は行わない。	① 相違ありません。 ② 基本料金と電力量料金については、1円未満の端数を含むことができるので、端数処理は行わないでください。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。